平成２２年（フ）第３６１５号
愛知県小牧市大字舟津字廣田1048番地１
破産者　株式会社アールエス工産
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３９号
大阪市中央区船場中央３丁目３番９－Ｂ203号
破産者　株式会社自由軒
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６３号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場内
破産者　有限会社五十住商店
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２７号
大阪市東住吉区田辺４丁目12番13号
破産者　株式会社神宿工務店
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３３号
大阪市西区南堀江１丁目19番11―902号
破産者　有限会社ジョリー
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０５４号
大阪市城東区中央１丁目６番21号
破産者　有限会社北出
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４３号
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番31号
破産者　有限会社イツキエー・エル・シー
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３号
大阪府東大阪市友井２丁目11―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市近江堂３丁目１番１―21号
破産者　有限会社愛和電機
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９号
大阪府高槻市紺屋町３番１号グリーンプラザ３号館地下１階
破産者　有限会社ケイズレシピ
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番33号
破産者　ティービーエンタテインメント株式会社
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６３号
大阪府豊中市新千里南町２丁目26番６号
破産者　株式会社スプーンフル
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１４号
大阪市城東区中浜２丁目18番15号
破産者　原峰こと　東野　淳子
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９２号
大阪市天王寺区茶臼山町１番11号シャトー茶臼山３－Ｃ
破産者　株式会社レオナルド
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３５号
堺市中区土師町５丁15番18号
破産者　株式会社軽部電設工具
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
大阪府河内長野市栄町１番４号
破産者　大栄観光株式会社
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
岡山県津山市二宮48番地３
破産者　株式会社ぎゅうべー
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３２３号
熊本県八代市港町277番地
破産者　有限会社共進運送
１　決定年月日　平成23年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９５号
埼玉県熊谷市三ケ尻3830番地
破産者　有限会社福島自動車鈑金
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５号
埼玉県深谷市畠山227番地２
破産者　株式会社ポットベリー
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６号
埼玉県深谷市畠山227番地１
破産者　株式会社ジーナジャパン
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０５号
東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目33番地14―403
破産者　有限会社フォルムズ
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部